

近年、産業・運輸部門で省エネ化が進んでいるものの、建築部門のエネルギー消費量は増加を続け、全体の最終エネルギー消費の約3割を建築部門が占めるに至っているため、建築物の省エネルギー対策の強化が強く要請されるようになってきている。

192か国の締約国（内111か国が協定を締結）が、産業革命から世界の気温上昇を「2度未満」におさえる目標をもって低炭素化を進める国際的な枠組みであるパリ協定（2015年）に連動し、日本は、2030年度に2013年度比で26%のCO2削減（14.1億トン⇒10.4億トン）の達成に向け、2016年5月に地球温暖化対策計画を策定した。パリ協定における日本の約束草案では、建築分野での削減目標について、2030年の2013年比の削減率が約4割となるよう目標の目安が示されている。

こうした中で2015年7月に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（いわゆる建築物省エネ法）が公布され、規制に係る措置は2017年4月から施行に移された。具体的には、床面積2,000㎡以上の非住宅着工建築物は建築確認申請に際しエネルギー消費性能基準適合義務が課され、この基準より劣る性能の建物には建築確認がおりないことになった。また、300㎡以上2,000㎡未満の床面積の着工建築物（非住宅建築物の他に住宅を含む。）については、エネルギー消費性能基準の届出義務が課され、基準に適合せず、必要があると認める場合は、所管行政庁から指示・命令等を受けることになっている。なお、床面積が300㎡未満の小規模着工建築物については、エネルギー消費性能基準の達成は努力目標に留まるが、必要があると認めるときは所管行政庁から勧告・命令等がなされることがあり得る（図表1）。

（図表1）

省エネ法と建築物省エネ法の比較概要（新築）

		省エネ法 エネルギーの使用の合理化等に関する法律	建築物省エネ法 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
大規模建築物 (2,000㎡以上)	非住宅	第一種特定建築物 届出義務 【著しく不十分な場合、指示・命令等】	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】
	住宅	届出義務 【著しく不十分な場合、指示・命令等】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】
中規模建築物 (300㎡以上 2,000㎡未満)	非住宅	第二種特定建築物 届出義務 【著しく不十分な場合、 勧告 】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】
	住宅		届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】
小規模建築物 (300㎡未満)	住宅事業建築主 (住宅トップランナー)	努力義務 【必要と認める場合、勧告・命令等】	努力義務 【必要と認める場合、勧告・命令等】

※省エネ法に基づく修繕・模様替え、設備の設置・改修の届出、定期報告制度については、平成29年3月末をもって廃止。

(新設建築着工棟数とエネルギー消費量との関係)

国土交通省は最近、建築物省エネ法に関連して、新設建築物の床面積規模別の着工棟数とエネルギー消費量との関係を示す注目すべきデータを公表したのでこれを紹介しよう。

まず、エネルギー消費性能基準に適合することが求められている床面積 2,000 m²以上の非住宅の平成 27 年度中の新設着工棟数は 2,964 棟（全体 499,800 棟の 0.6%）と少ないものの、一棟当たりのエネルギー消費量が大きいことから、平成 27 年度における建築物エネルギー消費量ベースでは全体の 33.7%を占める。

同様に建築物省エネ法の届出対象とされる①床面積 2,000 m²以上の新設着工住宅棟数、②床面積 300 m²以上 2,000 m²未満の非住宅及び住宅の新設着工棟数は 37,485 棟で新築棟数全体に占める割合は 7.5%であるが、エネルギー消費量ベースでは 28.5%と、上記床面積 2,000 m²以上の新設非住宅着工棟数に近いレベルのエネルギー消費量シェアをもつ。

3 番目は床面積 300 m²未満の新設非住宅及び新設住宅の着工棟数であるが、新設着工棟数ベースでは 91.9%と大きな割合を占めるものの、エネルギー消費量ベースでは 37.8%とそのウエイトは相対的に小さい。(図表 2、3)

(建築物省エネ法のエネルギー消費性能適合義務対象建築物の拡大について)

国土交通省は経済産業省及び環境省と連携して住宅の省エネ化への取り組みを進めており、具体的な目標として、「エネルギー基本計画」(2014 年 4 月閣議決定)において、「2020 年までにハウスメーカー等が新築する標準的な新築住宅の半数以上をゼロ・エネルギー・住宅 (ZEH) とし、2030 年までに建売住宅や集合住宅を含む新築住宅の平均で ZEH を実現する」ことを掲げているが、この目標の達成手段として、建築物省エネ法の適合義務をどこまで広げるのかが今後の大きな政策課題となる。

当面床面積 2,000 m²以上の新設住宅に適合義務を広げるかどうか第一の課題であり、続いて、現在の省エネ基準届出対象の新設建築物(床面積 300 m²以上 2,000 m²未満の建築物(住宅を含む。))について、パリ協定等を通じて示されたエネルギー削減目標の達成手段としての有効性及び適合義務の履行に伴い生ずる経済的負担とこれにより建築物の更新速度がどの程度低下するか等を総合的に検討して判断する必要がある。

(図表 2) 新築着工棟数とエネルギー消費量の用途別、床面積別のシェア (%) (まとめ)

	非住宅		住宅		合計	
	着工棟数	エネルギー	着工棟数	エネルギー	着工棟数	エネルギー
2,000 m ² 以上	0.6	33.7	0.4	5.8	1.0	39.5
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2.6	14.9	4.5	7.8	7.1	22.7
300 m ² 未満	7.8	6.8	84.1	31.0	91.9	37.8
合計	11.0	55.4	89.0	44.6	100	100

(注) 1. 国土交通省法表資料による。

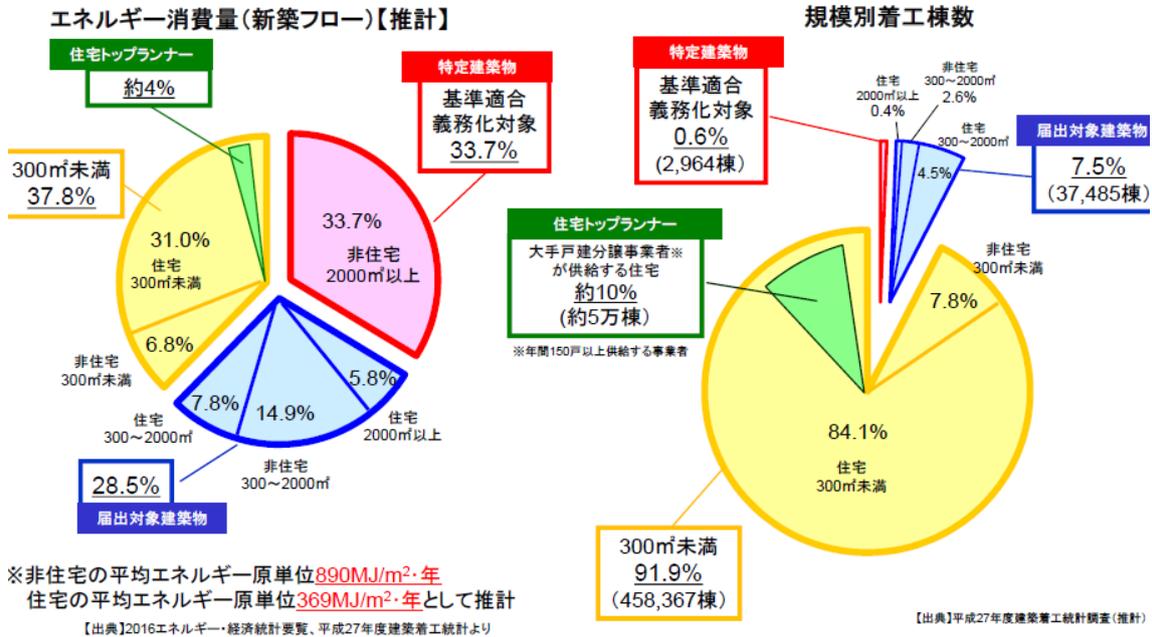
2. 建築物省エネ法に基づく届け出対象の着工棟数ウエイト及びエネルギー消費ウエイトを黒枠により示している(非住宅及び住宅の合計の着工棟数ウエイトは 7.5%、エネルギー消費ウエイトは 28.5%になる。

(図表3)

着工棟数とエネルギー消費量との関係

参考資料6

2,000㎡以上の非住宅(特定建築物)は、新築着工棟数は約2,964棟(全体約498,800棟の0.6%)と少ないものの、一棟当たりエネルギー消費量が大きいため、エネルギー消費量では全体の33.7%を占める。



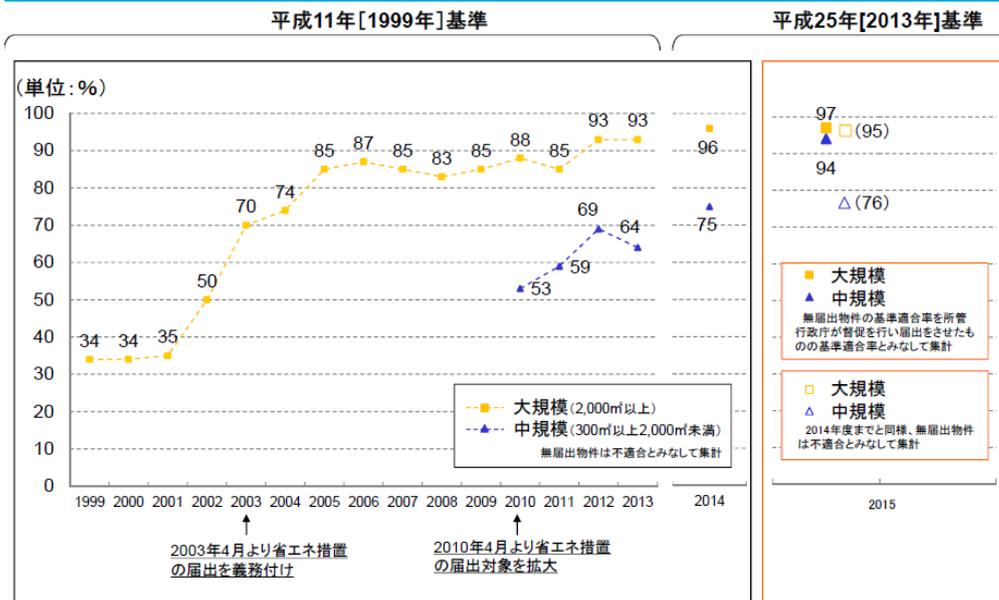
(建築確認申請件数から推計される省エネ基準適合率の推移)

最後に参考のため、国土交通省の公表資料に示されている非住宅、住宅別に、建築確認申請件数の省エネ基準適合率(非住宅については、2014年以前は平成11年の省エネ基準を適用、2015年以降は平成25年基準を適用、住宅については、2014年以前は平成11年の省エネ基準を適用、2016年以降は平成25年基準を適用)を①床面積2,000㎡以上と②床面積300㎡以上2,000㎡未満に分けて示そう。

非住宅では床面積2,000㎡以上では95%程度が適合し、床面積300㎡以上2,000㎡未満でも約65%に達しており、適合義務化への条件はかなり整いつつあるように思われる。また住宅では床面積2,000㎡以上では適合率が約50%に達しているものの、床面積300㎡以上2,000㎡未満では一時期40%を超えていたが、このところ30%にまで低下してきていることが注目される。これについては元々省エネ基準適合への誘因が建築主側には弱いと考えられるところ、国土交通省の担当者のコメントによれば、2010年から数年間、床面積300㎡以上2,000㎡未満の新設住宅について、省エネ基準適合住宅の建設を奨励するため、時限的な補助金による支援措置を設けたが、これが期限切れとなったことが影響しているとのことであった。有効な誘導策の検討が必要と考えられる。

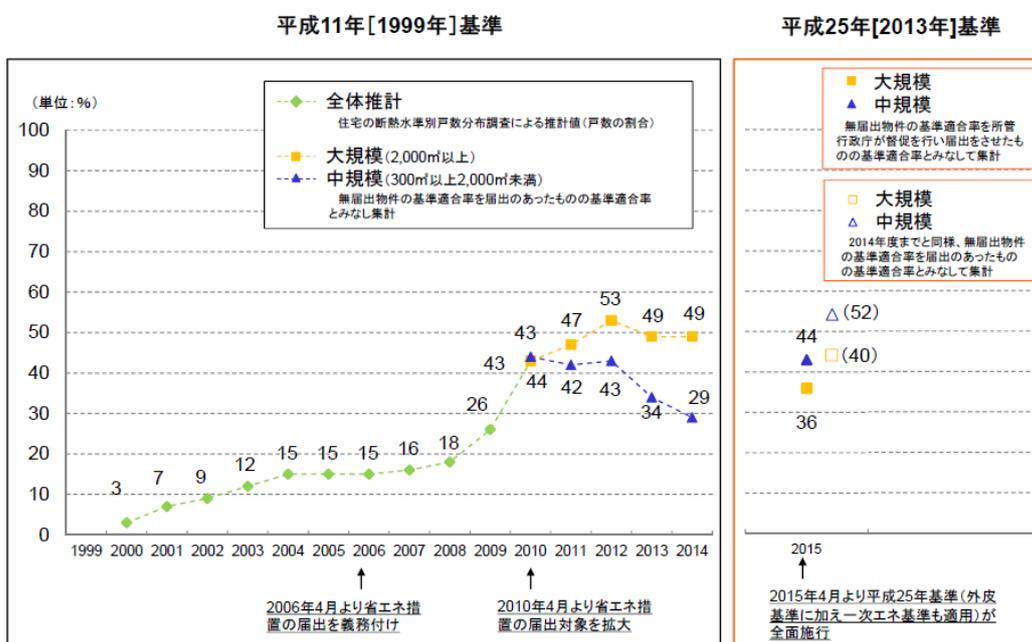
(図表4-1) 非住宅

省エネ基準適合率の推移



(図表4-2) 住宅

省エネ基準適合率の推移



(荒井 俊行)